

# 令和2年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No 42

府省庁名 国土交通省

対象税目 個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（複数税目）

要望項目名 復興特区税制に関する所要の措置

要望内容（概要） 東日本大震災復興加速化のための与党第8次提言（令和元年8月5日総理手交）等を踏まえ、対象地域を重点化した上で、復興特区税制の適用期限を適切に延長することについて必要な検討を行い、所要の措置を講ずる。

（参考）現行の復興特区税制の概要

①機械等に係る特別償却等〔法人住民税〕

投資時期	特別償却		税額控除	
	～H31.3.31	H31.4.1～R3.3.31	～H31.3.31	H31.4.1～R3.3.31
機械・装置	50% (福島県：即時償却)	50%・34% (福島県：即時償却)	15%	15%・10% (福島県15%)
建物・構築物	25%	25%・17% (福島県25%)	8%	8%・6% (福島県8%)

※ 下線は雇用等被害地域（注）を含む市町村の区域内に限る。

（注）復興特区法に規定する「東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域」。認定復興推進計画において雇用等被害地域が定められており、沿岸部の35市町村内に雇用等被害地域が定められている（以下同じ）。

②被災雇用者等を雇用した場合の税額控除〔法人住民税〕

指定日	～H31.3.31	H31.4.1～R3.3.31
控除率	10%	10%・7%（福島県10%）

※ 下線は雇用等被害地域を含む市町村の区域内に限る。

※ 被災雇用者等に対する給与等支給額の一定割合を5年間税額控除。

③開発研究用資産に係る特別償却等〔法人住民税〕

投資時期	～H31.3.31	H31.4.1～R3.3.31
特別償却率	50%（福島県：即時償却）	50%・34%（福島県：即時償却）

※ 下線は雇用等被害地域を含む市町村の区域内の中小企業者等に限る。

※ 対象となる開発研究用減価償却資産の償却費について、研究開発税制を適用し税額控除も可能。

④新規立地促進税制（再投資等準備金及び特別償却）〔法人住民税、法人事業税〕

⑤被災者向け優良賃貸住宅の特別償却等〔法人住民税〕

関係条文

- 東日本大震災復興特別区域法第37条から第41条
- 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条、第10条の3、第10条の5、第17条の2、第17条の3、第17条の5、第18条の3、第18条の4、第25条の2、第25条の3、第25条の5、第26条の3、第26条の4
- 地方税法第23条第1項第4号、第72条の14、第72条の23第1項、第292条第1項第4号及び附則第8条第1項

減収 見込額	[初年度] ( — ) [平年度] ( — ) [改正増減収額] — (単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>東日本大震災復興加速化のための与党第8次提言（令和元年8月5日総理手交）において、「対象地域を重点化した上で、復興特区税制の適用期限を適切に延長することについて検討する」とされていることを踏まえ、必要な検討を行い、所要の措置を講ずる。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>東日本大震災復興加速化のための与党第8次提言や被災地方公共団体の要望等を踏まえ、著しい被害を受けた地域が復興・創生期間後も、しっかりと産業復興に取り組めるよう、必要な検討を行い、所要の措置を講ずる必要がある。</p> <p>①人口の状況</p> <p>岩手県、宮城県及び福島県における人口を市町村別にみると、特に沿岸部は全国に比べ厳しい状況が続いており、（推計人口R1.7.1/H22 国調人口：3県沿岸等90%。全国平均99%）、非常に厳しい状況にある市町村が存在するところ。（同比、女川町58%、南三陸町65%、山元町71%、大槌町73%、山田町79%等）</p> <p>②事業活動の状況</p> <p>岩手県、宮城県及び福島県における事業所数を市町村別にみると、特に沿岸部は全国に比べ厳しい状況が続いており、（工業統計「事業所数」H30.6/H22.12：3県沿岸等79%。全国平均84%）非常に厳しい状況にある市町村が存在するところ。（同比、女川町60%、気仙沼市64%、陸前高田市69%、南三陸町74%等）</p> <p>また、企業の事業再開状況については、各県調査によれば、岩手県84%（H30.8）、宮城県80%（H31.3）、福島県70%（R1.7）となっており、中小機構仮施設入居事業者等状況調査（H31.3）によれば、仮設入居事業者の今後に関して（回答事業者数814者）、本設移りし事業再開予定と回答した事業者が214者、再譲渡等により事業継続と回答した事業者が402者いるという状況にある。</p> <p>東北経済産業局が実施したグループ補助金交付先アンケート調査（H30.6）では、現在の売上状況が震災直前の水準以上まで「回復している」とした企業の割合は、46%と半数に満たない。</p> <p>③雇用の状況</p> <p>岩手県、宮城県及び福島県における従業者数を市町村別にみると、特に沿岸部は全国に比べ厳しい状況が続いており、（工業統計「従業者数」H30.6/H22.12：3県沿岸等88%。全国平均100%）非常に厳しい状況にある市町村が存在するところ。（同比、大槌町57%、気仙沼市64%、陸前高田市65%、女川町65%等）</p> <p>④面整備の状況</p> <p>事業を行うために必要となる産業用地の供給予定については、岩手県、宮城県及び福島県の沿岸部等で、令和3年度以降、約157haの産業用地が供給予定となっている。</p> <p>また、復興道路・復興支援道路は、平成31年3月現在で約7割が供給済みであり、防潮堤等の海岸対策事業の完了割合は約6割となっている。</p>
本要望に 対応する 縮減案	—

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>■東日本大震災復興加速化のための与党第8次提言（令和元年8月5日総理手交）（抄）</p> <p>II. 地震・津波被災地域の復興の「総仕上げ」</p> <p>3 産業・なりわいの再生</p> <p>○津波被害が甚大な地域には、人口や働く場等の減少が著しいにもかかわらず、区画整理事業等による基盤整備に時間を要し、企業立地等が進んでいない地域が残ると見込まれることから、復興特区法の見直しにより、対象地域を重点化した上で、復興特区税制の適用期限を適切に延長することについて検討すること。福島については、福島特措法の見直しにあわせ、福島特措法税制に一元化することを検討すること。</p> <p>■「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針」（平成31年3月8日閣議決定）（抄）</p> <p>5. 復興・創生期間後における復興の基本的方向性</p> <p>(3) 復興を支える仕組みについて</p> <p>国が総力を挙げて東日本大震災からの復興に取り組むため、東日本大震災復興基本法を制定し、復興期間における復旧・復興事業費とそれに必要な財源の規模を示すとともに、東日本大震災復興特別区域法や福島特措法に基づく交付金、税制や規制等の特例、東日本大震災事業者再生支援機構法に基づく二重ローン対策、震災復興特別交付税、人材確保対策等のこれまでにない支援制度を設けて、復興を推進してきた。</p> <p>今後、復興施策の進捗状況や効果検証、被災地方公共団体の要望等を踏まえ、復興・創生期間後も対応が必要な事業を確実に実施できるよう、復興を支える仕組みのあり方について検討する。</p> <p>■復興庁政策評価体系 政策「復興施策の推進」 施策「(1) 復興支援に係る施策の推進」</p> <p>■国土交通省政策評価体系 政策目標1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る 政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進する</p> <p>に包含</p>
	政策の達成目標	—
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
政策目標の達成状況	—	
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—

相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—
税負担軽減措置等の適用実績		—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績		—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）		—
前回要望時の達成目標		—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由		—
これまでの要望経緯		<p>平成 23 年度 復興特区税制 創設</p> <p>平成 26 年度 37 条税制（機械及び装置の即時償却）2 年間延長 40 条税制の要件を緩和 41 条税制の要件を変更した上で 3 年間延長</p> <p>平成 28 年度 37 条税制、38 条税制、39 条税制 福島県以外の措置率を見直した上で 5 年間延長 40 条税制の要件を緩和した上で 5 年間延長</p> <p>平成 29 年度 41 条税制 福島県以外の措置率を最後 1 年間（平成 32 年度）見直した上で 4 年間延長</p> <p>平成 31 年度 37 条税制、38 条税制、39 条税制 津波被災地域に限り、平成 30 年度までと同水準の措置率として 2 年間拡充（※39 条税制は津波被災地域の中小企業等に限る。）</p>